

インターネットの安全な利用に関する共同メッセージ

長野県PTA連合会会長 青木 十郎
長野県高等学校PTA連合会会長 木下 正樹
長野県教育委員会教育長 伊藤 学司

学校・保護者・地域の皆様へ

～ インターネットを利用できる機器の使用に関わる「ルールづくり」を推進しましょう ～

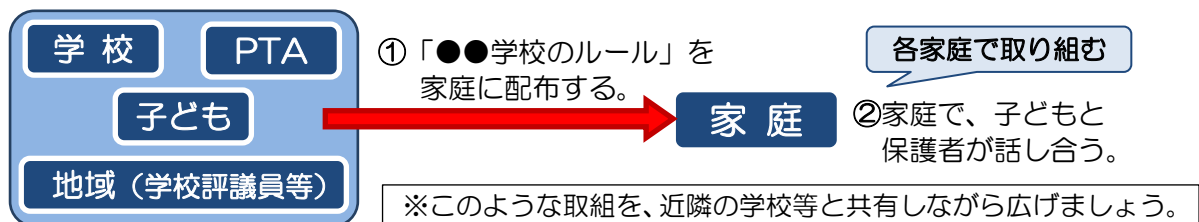
インターネットを利用できる情報通信機器（携帯電話、スマートフォン、ゲーム機、携帯音楽プレイヤーなど）は、とても便利なコミュニケーションツールです。

しかし、機器の使用を通して「いじめ」「性的な被害」「詐欺」「依存」などの様々な問題が発生していることも事実です。

インターネットの危険から子どもを守るため、まずは、私たち大人が子どものインターネット利用の実態や子どもへの指導方法を知るとともに、学校・PTA・地域等が連携して、子どもと話し合いながらインターネットを利用できる機器の使用に関わる「ルールづくり」を推進しましょう。

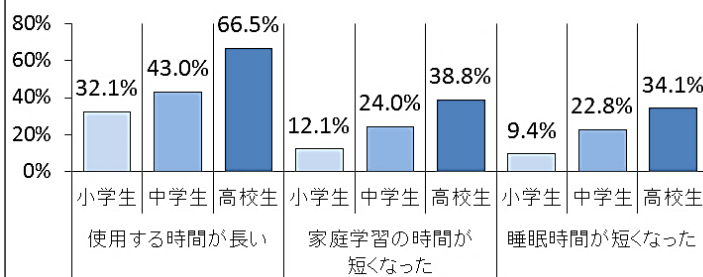
（取組の例）家庭で子どもと保護者が話し合う「きっかけ」をつくる！

- ① 学校・PTA・地域等が連携し、子どもと話し合いながらインターネットを利用できる機器の使用に関わる「学校のルール」をつくり、各家庭に配布する。
- ② 各家庭で、学校から配布された「学校のルール」を参考にしながら、機器の使用に関わる「我が家のルール」について子どもと保護者が話し合う。



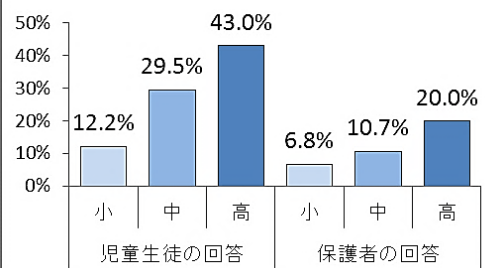
平成 27 年度「インターネットについてのアンケート」調査結果より

機器の使い方を振り返って感じること



インターネットを利用できる機器の自身の使い方を振り返り、多くの子どもが「使用する時間が長い」「家庭学習の時間が短くなった」「睡眠時間が短くなった」などの問題点を自覚しています。

機器の使用について
「保護者との約束事は特にない」



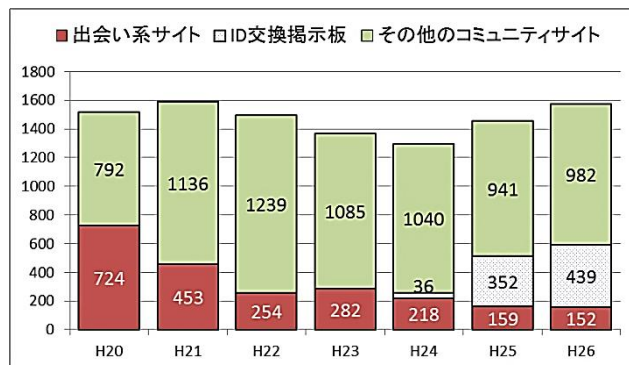
機器の使用について「保護者との約束事は特にない」という認識には、子どもと保護者の間に大きな差があります。

フィルタリングの利用を推進しましょう！

- ◆ 子どもの発達段階に合わせてインターネットの利用を適切に管理することは保護者の責務です。（青少年インターネット環境整備法 第6条より）
- ・フィルタリングサービスは、青少年に有害なサイトや過去に被害の報告があった危険なサイト（悪意あるサイト）に「つながりにくく」するための技術です。

「出会い系サイト」に利用による被害児童（18歳未満）が減少する一方で、無料通話アプリ等の「ID交換掲示板」や「コミュニティサイト」の利用を通して被害に遭う児童の割合が急増しています。コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童のうち96.3%がフィルタリングを利用していませんでした。

（警察庁：平成27年度上半期調査より）



青少年が被害にあった事例 保護者がネットのリスクを知り、子どもに伝えましょう！

中学2年生のAさんは、オンラインゲームで知り合った相手と仲良くなり、直接メールをするようになった。ある日、相手から「顔写真を見たい」というメールが届き、求めに応じて自分の写真をメールで送信したところ、「写真をネットにばらまくぞ！」というメールが返ってきた。その後も、「電話番号を教えろ！」「家まで会いに行くぞ！」などのメールが続き、「直接会って話をしよう！」と相手に誘い出され、ホテルでわいせつな行為をされた。

インターネットを利用できる機器の使用に関わる「ルール」の例

使う時間を守る！

- ・使う時間は夜（ ）時まで。合計（ ）時間まで。

使う場所を守る！

- ・機器を自分の部屋に持ち込まない。（保護者の目が届く場所で機器を使う。）

自分や家族、友だちを守る！

- ・自分や家族、友だちの情報（住所・氏名・電話番号・メールアドレスなど）を教えない。
- ・自分や家族、友だちの写真や動画をインターネットに公開しない。
- ・知らない人とメールや電話で「やり取り」をしない。
- ・インターネットで知り合った人とは絶対に会わない。

人を悲しい気持ちにさせない！

- ・インターネットに人の悪口を書き込まない。

困ったときは必ず大人に相談する！

- ・困ったときは子どもだけで解決しようとせず、信頼できる大人に相談する。

【困ったときの相談窓口】 家庭で悩みを抱えず相談してください。

学校生活相談センター 0570-0-78310 (24時間)

長野県子ども支援センター 0800-800-8035 (子ども専用無料電話)
月～土 10:00～18:00